

独立行政法人 統計センター
理事長 戸谷 好秀 殿

平成 25 年度 監事監査意見書

私共は、独立行政法人通則法第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人統計センターの平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの平成 25 年度における事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書をいう。以下同じ。）及び決算報告書につき監査を実施した。その結果を次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

役員会議その他重要な会議に出席するほか、業務の執行に携わる役職員から内部統制の状況及び事業の報告を受け、重要な決裁書類等の回付を受けそれを閲覧した。

また、決算担当部署から当該年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書について報告及び説明を受けた。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書について監査を実施した。

2 監査の結果

(1) 事業報告書は、当該独立行政法人の平成 25 年度に関する業務運営の状況を正しく表示しているものと認める。

なお、事業報告書等に基づき、関係者から事情聴取を行った。

その結果、次のように考えている。

- 「独立法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、当センターは、常勤役職員数の大幅削減がうたわれているが、果たして、現状のようなサービス提供の維持が、確保できるのか。5 年先、10 年先を見据えた統計センターの姿を、できるだけ早く統計局をはじめ関係各所に示し、今後のるべき方向性を模索するとともに、新規採用職員の計画的な確保、研修の充実等による人材育成など、法人全体として職員の質の向上に力を入れていくべきと考える。

また、併せて、給与水準の適正化の問題について、事業報告書により上昇の理由・分析について理解をした。統計センターの業務改善をすすめていく中で、給与水準の適正化について、今後とも対外的にも理解が得られるよう、引き続き努力をされたい。

(2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠して作成されており、当該独立行政法人の平成26年3月31日現在の財政状態並びに平成25年度の運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

また、利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(3) 決算報告書は、当該独立行政法人による平成25年度の予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認める。

平成26年6月9日

独立行政法人 統計センター

監事 中山 真一



監事 文野 清正

